

令和5年度
井原市がんばる地域応援補助金
募集要項



井 原 市

1 趣 旨

井原市がんばる地域応援補助金は、地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）及び井原市まちづくり協議会連絡会議（以下「連絡会議」という。）で、住民の皆さんが地域課題の解決や、よりよい住民生活をおくるために実施するまちづくり事業に対して財政支援を行うことで、住民の皆さんが「住んでいてよかった、住み続けたい」と思えるまちの実現を図ることを目的としています。

2 補助対象事業

次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 協議会が、地域課題の解決やよりよい住民生活の実現のために、「地区まちづくり計画」に基づき、地域住民が自ら企画立案し実施する公益的事業
※従前から「地区まちづくり計画」が策定されるまでの間も、まちづくり事業への補助金の交付を認めています。令和9年度までに「地区まちづくり計画」を策定しない協議会へは、令和10年度以降補助金を交付しない予定としています。
- (2) 活力と魅力ある協働のまちづくりを推進するために、連絡会議が主催する公益的事業（複数の協議会が連携する事業で、連絡会議が主催と認める事業）

2-1 補助対象にならない事業

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む）を主な目的とするハード事業
※ただし、単に整備を行うことだけを目的としたものでなく、まちづくり事業の一環として取り組む、地域で実施できる範囲のものについて、特に必要と認められるものは対象とします。
- (2) 効果が特定の個人のみにも帰属することを目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業
- (5) 井原市又は井原市から補助等を受けている団体等から、他の制度による補助等を受けている事業

3 補助金の額

1. 補助金の額は、年度ごとに1協議会又は連絡会議につき、当該事業の総額から事業収入を除いた額で、100万円を上限とします。ただし、連絡会議に対する補助金の額については、本補助金に係る予算額から協議会等に対し補助金交付決定を行った額の合計額を除いた額の範囲内とします。
2. 前項の規定にかかわらず、地域の活力づくりとなる人口増を目指した移住定住促進事業等であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「人口増を目指した事業」という。）を

実施することによって、前項に規定する上限を超える場合には 150 万円を上限とします。

- (1) 空き家対策及び移住者支援事業
- (2) 子育て支援を図る事業
- (3) 市外在住者との交流を図る事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

3. 前項の場合において、人口増を目指した事業以外の事業による補助金の額が 100 万円未満である場合には、人口増を目指した事業による補助金の上限は、150 万円から人口増を目指した事業以外の事業による補助金の額を控除した額とします。

4 補助の対象経費

費 目	内 容
備品購入費	事業実施に必要な備品（対象経費の40%以内）
消耗品費	事業実施に必要な資材、周知等の用紙代、材料代 等
食糧費	事業実施に必要な不可欠と認められる食糧代
燃料費	事業実施に必要な燃料代
報償費	講師やアドバイザーへの謝金 等
旅費	講師の旅費、研修会への参加旅費 等
印刷製本費	事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレットや地区まちづくり計画書等の印刷又は写真のプリント代 等
通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金 等
保険料	事業実施に必要な行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険 等
手数料	銀行振込み手数料、クリーニング代 等
使用料 賃借料	会場使用料、音響機器使用料その他機器のレンタル料、バスの賃借料 等
その他	市長が特に必要と認めたもの (対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査する)

※補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは補助の対象から除くこととします。

【補助対象外経費の例】

(1) 協議会の経常的な活動に要する経費 ※地区まちづくり協議会等運営費補助金で対応
(2) 協議会の構成員の親睦に要する飲食及び賞品、景品にかかる経費
(3) 家賃（敷金、礼金も含む）、土地の取得、造成、補償にかかる経費
(4) 他の事業を行っている場合、それらの事業との共通する経費
(5) 併用する他の補助制度等により補てんされる経費
(6) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
(7) その他、事業に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

5 募集期間（申請書類の受付期間）

◎協議会の募集期間

令和4年12月～ 第1回目締切 令和5年2月3日（金）
第2回目締切 令和5年5月26日（金）

◎連絡会議の募集期間

令和5年7月3日（月）～ 7月31日（月）

◎提出先：井原市 市民生活部 市民活動推進課 〒715-8601 井原市井原町 311-1

TEL：62-9508 / FAX：62-9797 / E-mail：shiminkatsudou@city.ibara.lg.jp

※パソコンを使って書類を作成した団体は、電子データも併せて提出してください。

【提出する書類】

- 様式第1号 「事業企画書」
- 様式第1号の1 「まちづくり事業計画書」
※複数年にわたり補助金の交付を申込みの場合は、付属資料として「複数年の事業計画書」や「前年度事業の事業報告書」等も提出すること。
- 様式第1号の2 「まちづくり事業収支予算書」
※他の補助制度等と併用する場合は、併用する制度に関する書類（規程、申請書類等）も提出すること。
- 企画事業において、先進地視察研修を計画される場合には、「先進地視察研修企画書（P5）」
※先進地視察研修を実施された場合には、実績報告において、「先進地視察研修報告書（P6）」を提出すること。
- 継続事業の場合、「事業内容実績報告書（P7）」
※令和4年度の取り組み内容、良かった点、成果等をご記入ください。
- その他市長が必要と認める書類
- 様式第3号「補助金交付申請書」（採択後、審査結果の指示に従い提出）

6 審査

応募された事業につきましては、次の審査項目により、井原市がんばる地域応援補助金審査委員会（学識経験者等）で、その内容を審査します。

なお、審査会において必要に応じてヒアリングを実施しますので、関係者の出席をお願いします。協議会の応募事業に係る審査会は、第1回目を令和5年3月中旬、第2回目を令和5年6月中旬にそれぞれ予定しています。（※申請団体へは、別途通知します。）

また、連絡会議の応募事業に係る審査会については、別途通知いたします。

【審査項目】

本 審 査	①適合性	人と人とのつながりをつくる事業か
		地域課題の解決や特徴を伸ばすことにつながる事業か
	②公益性	事業の効果が個人や特定の団体にとどまらないか
		公金の支出としてふさわしいか
	③妥当性	目的を達成する手段として妥当か
		事業費が適切か
	④発展性	普遍性があり、今後の発展が期待できるか
		継続が必要な事業であるか

審査結果（補助対象事業の選考及び交付額の査定結果）を市長に報告し、市長が補助金交付の決定を行います。

7 結果の公表

審査の結果は、申請団体へ通知するとともに、広報いばら、市ホームページ等で公表します。

8 事業成果の公表

補助金交付を受けた協議会等は、補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。

このほか、市が開催する情報交換会や一般公開での成果報告会等に参加を依頼し、事業成果の発表をお願いする場合があります。

また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

井原市がんばる地域応援補助金（協議会名 _____）

令和5年度の事業名『 _____ 』

先進地視察研修企画書	
1. 地区の現状・課題	
2. 視察研修の目的	
3. 視察研修で学びたいこと	
4. 視察候補地	

井原市がんばる地域応援補助金（協議会名 _____）

令和5年度の事業名『 _____ 』

先進地視察研修報告書	
1. 視察日時	
2. 視察場所	
3. 参加者	
4. 研修内容	
5. 研修の成果	

井原市がんばる地域応援補助金（協議会名 _____）

令和4年度継続の事業名『 _____ 』

◎令和4年度の取り組み内容をおおまかにご記入ください。

◎良かった点・成果・工夫した点・課題等をご記入下さい。

審査員に、事前にご記入の内容をお伝えすることとしておりますので、審査会当日はこの継続事業を、どのよう
に発展させていく予定であるかを中心に発表してください。

井原市がんばる地域応援補助金に関するQ&A

○補助制度の内容

Q1 人口増を目指した事業とはどんなものを想定していますか。

A1 例えば次のような事業が考えられます。

◎空き家対策及び移住者支援事業

- ・地区の空き家調査を行い、空き家バンクへの登録を促す啓発活動
- ・結婚による定住人口の増加を図る仲人活動 等

◎子育て支援を図る事業

- ・子育てに関する講演会、相談会の開催
- ・地域の子育て支援団体と連携して実施する子育てサポート事業
- ・各学校区ひとつづくりネットワーク運営協議会との関連事業 等

◎市外在住者との交流を図る事業

- ・地域資源（自然・歴史・文化）を活用した交流イベント等の開催
- ・地元の農産物や加工品を持ち寄った物産展の開催

（ただし、イベント等の開催だけでなく、インターネットやマスコミ等の媒体を利用し、開催の案内や開催中の様子等を広く市外に知らせる等の工夫が必要です。）

※上記事業はあくまで想定している事業であります。新規事業だけでなく、現在地区まちづくり協議会が実施している既存事業とともに、地域の活力づくりとなる人口増を目指した移住定住促進事業等として、自由な発想でより効果的なものになるようご検討ください。申請していただいた事業については、審査会を経て、採択又は不採択を決定することとなりますのでご了承ください。

Q2 地区まちづくり協議会が地域課題の解決やよりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する公益的事業のなかで、人口増を目指した事業にはどれくらい補助してもらえますか。

A2 補助対象となる経費から当該事業収入を控除した額に対して、地域の活力づくりとなる人口増を目指した移住定住促進事業等を実施することによって、100万円を超える場合にはその超過額の上限を50万円としております。

例① 人口増を目指した事業がない場合

地域の課題解決を図る事業 140万円

⇒補助額 100万円

例② 人口増を目指した事業がある場合

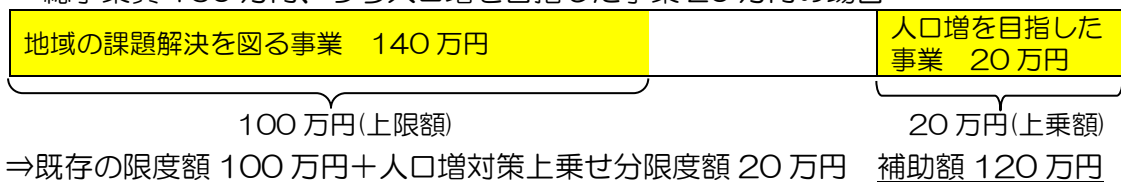
人口増を目指した事業 160万円

⇒既存の限度額 100万円＋人口増対策上乗せ分限度額 50万円 補助額 150万円

例③ 地域の課題解決を図る事業と人口増を目指した事業の両方がある場合

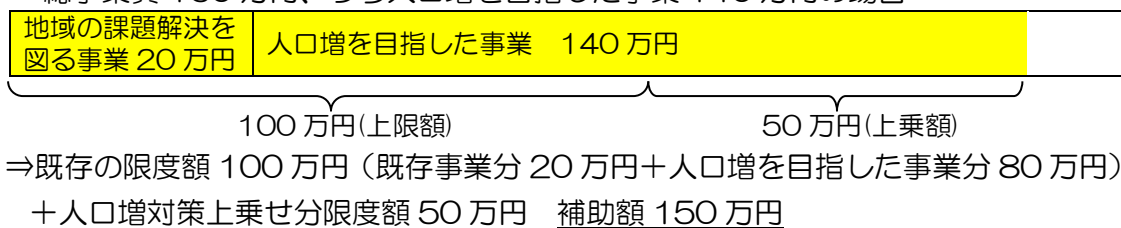
《パターン1》

総事業費 160 万円、うち人口増を目指した事業 20 万円の場合



《パターン2》

総事業費 160 万円、うち人口増を目指した事業 140 万円の場合



Q3 人口増を目指した事業ということですが、人口増とは定住人口ですか。それとも行事を通じての交流人口を含めて考えるのですか。また、人口増というのは家を建てて、そこへ住まないといけないということですか。

A3 人口増とは定住人口だけでなく、行事を通じての交流人口も含めます。
また、人口増につなげるという目標に向かっていくために実施する事業と考えていただきたいと思います。

Q4 補助率はどれくらいか？

A4 補助率の定めはありませんが、外部審査委員による審査会で、補助金額についても審査され、採択後に補助金の交付決定がなされます。そのため、事業の全額について補助されない場合もあります。

Q5 補助金の対象となる事業は協議会でいくつまで認められるのか？

A5 1 協議会又は連絡会議につき、申請事業数に制限はなく、上限額の範囲内であれば、複数の事業を申請することが可能です。

Q6 対象となる経費、対象とならない経費は具体的にどのようなものか？

A6 補助対象経費は、事業に必要な備品（対象経費の40%以内）、消耗品費、燃料費のほか、報償費として講師やアドバイザーなどへの謝金や、食糧費として会議でのお茶代のほか、草刈りや河川清掃などの労務提供後の弁当代、旅費として視察研修等に係るバス代なども対象としています。また、印刷製本費、通信運搬費、保険料、手数料、使用料・賃借

料などを対象としています。

一方、対象外経費は、運営費補助金の対象となる協議会の経常的な活動経費（地区まちづくり協議会等運営費補助金を活用してください。）、協議会構成員の親睦に要する飲食の経費、家賃や土地の取得・造成・補償に係る経費、他の事業を行っている場合、それらの事業との共通する経費、領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費、そのほか、事業に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費です。

対象経費、対象外経費については、募集要項にも明記していますが、個別具体的な経費については、その都度、市民活動推進課に事前にご相談ください。

Q7 看板設置や道路、施設整備などハードの工事に使えないのか？

A7 がんばる地域応援補助金は、ソフト事業に係る経費を補助対象としており、ハード整備に係る経費は原則対象外です。

ただし、単に整備を行うことだけを目的としたものではなく、まちづくり事業の一環として不可欠であり、他の補助制度で対応することができないものについて、事業規模や支出額等を考慮した上で、審査会で認められるものに限り対象となる場合があります。

他の補助金や現物支給の制度等で対応できる場合もあるため、事前に市民活動推進課と相談しながら、有効な手段を探っていく必要があります。

Q8 人口増を目指した事業として申請していたが、結果として人口増につながらなかった場合は補助金を返還しないといけないのですか。

A8 審査会において採択されている事業であるので、結果として人口増につながらなかった場合でも補助金の返還は発生しません。ただし、補助金の確定をした場合において、既にその額を超える補助金を交付（概算払い）しているときは、その超える額に相当する金額を返還していただくこととなります。

Q9 市外在住者との交流を図る事業において、何地区かが連携・協力して事業を実施する場合、それぞれの地区が上限額 50 万円までを上乗せして申請できますか。

A9 それぞれの地区が上限額 50 万円までを上乗せして申請していただくことができます。

Q10 地域おこし協力隊が今年で3年目を迎えるが、地域おこし協力隊に引き続き定住していただくために、人口増を目指した事業の上乗せ分 50 万円を使って事業を実施してもよいのですか。

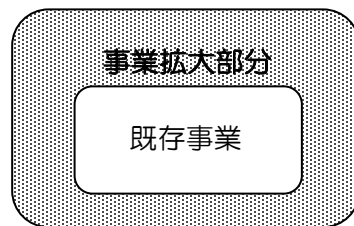
A10 地域おこし協力隊に限定するのではなく、地域の課題解決のために実施する公益的事業であり、かつ地域の活力づくりとなる人口増を目指した移住定住促進事業等ということであれば、事業の申請は可能です。ただし、事業の実施については、審査会で採択されることが条件となりますのでご注意事項です。

Q11 地区内の他の団体が市の別の補助金をもらって、子育て支援を図る事業（＝既存事業）を実施している場合、地区まちづくり協議会の事業として申請できますか。

A11 がんばる地域応援補助金の補助対象事業において、市から他の制度による補助を受けていないことが条件となっているので、地区内の他の団体が市の別の補助金をもらって実施している既存事業は補助対象事業となりません。ただし、地区まちづくり協議会が地区内の別の団体と連携して、地区内の別の団体が実施している既存事業の内容を拡大して事業を進める場合において、地区まちづくり協議会の事業として申請していただくことは可能です。

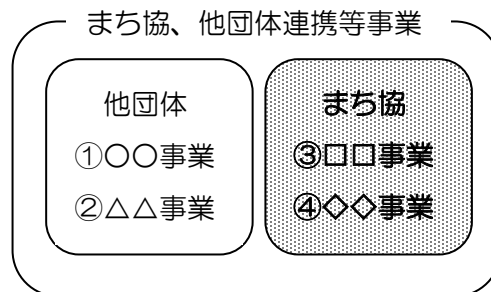
【イメージ図①－1】事業拡大

まちづくり協議会が、地区内の別の団体において実施している既存事業の規模を拡大し、その拡大部分について補助申請をする場合



【イメージ図①－2】事業連携や事業共催

まちづくり協議会が、地区内の別の団体と連携して、①、②の事業に加え、新たに細事業③、④を起こし、その追加事業について補助申請をする場合



○申請手続き

Q12 地域の活力づくりとなる人口増を目指した事業で補助金を受けるにはどのような手続きが必要ですか。

A12 補助金を受ける流れについては、従来通り補助金企画書および事業計画書、収支予算書等を市民活動推進課へ提出いただき、書類審査を経た後、外部審査委員による審査会に諮り、採択された事業に対して補助金の交付決定がなされます。なお、人口増を目指した移住定住促進事業等については、補助金企画書の人口増を目指した事業の欄に○印を付けていただきます。また、事業計画書の期待される効果の欄において人口増につながる点を記載していただく必要があります。

Q13 申請手続きを簡素化してもらえないか？

A13 大切な公金である以上、一定の手続きを経て執行していくことが不可欠であり、ご理解をお願いします。

Q14 申請書はどの程度のものか？

A14 事業の目的や内容、スケジュール、期待される効果などを記載した事業計画書と、必要経費などを見積もった収支予算書を作成し、企画書に添付し、提出していただきます。なお、企画される事業において、先進地視察研修を計画される場合には、別に先進地視察研修企画書も提出していただくこととなります。

Q15 補助申請する1事業の中に、3つの事業（＝細事業）があり、その細事業の1つが人口増を目指した事業に該当する場合の企画書、事業計画書、収支予算書の書き方はどのようにしたらよいですか。

A15 まず企画書の人口増を目指した事業の欄に○印をつけてください。次に、企画する事業の事業計画書において、地域の活力づくりとなる人口増を目指した移住定住促進事業等に該当する細事業名の後ろに、（人口増を目指した事業）と記載していただくこととなります。収支予算書については、細事業ごとの予算を計上していただく必要があります。